

令和8年1月30日

報道関係者各位

生駒市

職員の懲戒処分について

このことについて、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

記

1 被処分者 地域活力創生部 次長（男性）54歳

2 処分発令日 令和8年1月29日

3 処分の内容 懲戒処分 戒告

（適用法令 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号）

4 事案の概要

令和6年度において、当時の部下職員に対し、人前で大声の叱責等、業務上必要かつ相当な範囲を超えたパワー・ハラスメントに該当する行為を行った。

5 管理監督者

令和6年度の上司1名を厳重注意とした。

6 再発防止に向けた対応

被処分者に対しては、パワー・ハラスメント行為を繰り返さないよう、専門家による個別研修を実施します。

職員に対しては、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つける行為であることを認識し、自身や周囲の言動等にこれまで以上に気を配り、ハラスメントのない職場づくりに努めるよう周知するとともに、全体の奉仕者であることを改めて自覚し、信用を失墜する行為を厳に慎むよう本日付で全職員に改めて周知徹底しました。

今後も引き続き、条例に基づきハラスメントの防止及び根絶の取り組みを進めるため、社会保険労務士会による外部の相談窓口の他、引き続き職員研修を実施するとともに、相談しやすい体制を整備し、職員が働きやすい職場環境の実現を進めていきます。

問い合わせ

生駒市総務部人事課 小澤 伊藤

TEL 0743-74-1111 内線4250